

を制定しました

「伊奈町議会基本条例」が、パブリックコメントを経て制定され、3月定例会において議長に答申されました。

答申書

伊奈町議会基本条例



山本議会運営委員長から矢部議長へ答申

伊奈町議会基本条例について、議会運営委員会では、町民コメント制度を利用するなど広く住民から意見を募集するとともに、近隣市町を研究するなど慎重に会議を重ねた。伊奈町議会基本条例の意義としては、地方自治法が定める概括的な規定の尊重とともに、積極的な情報の創造と公開、政策活動への多

様な町民参加の推進、町長等の行政機関との持続的な緊張の保持、自己研さんと資質の向上、公正性と透明性の確保に努め、町民に信頼され、存在意義のある議会を築く。」ことで全員の一致を見た。なお、委員の総意として、伊奈町議会議員倫理条例の制定を別途検討してもらいたい旨を申し添える。

目次

前文

第1章 目的(第1条)

第2章 議会及び議員の活動原則(第2条・第3条)

第3章 町民と議会との関係(第4条)

第4章 町長と議会との関係(第5条 第7条)

第5章 議会の権限(第8条)

第6章 議会の組織及び会議の運営(第9条 第12条)

第7章 議員の政倫理、報酬、政務活動費及び研修(第13条 第15条)

第8章 最高規範性及び見直し手続き(第16条 第18条)

附則

伊奈町議会(以下「議会」という。)は、伊奈町民(以下「町民」という。)から選挙で選ばれた議員により構成された代表機関として、同じく選挙で選ばれた伊奈町長(以下「町長」という。)とともに、

議会は合議制の機関として、また町長は独任制の機関として、それぞれの特性を生かし、競い合い、協力し合いつつ、町民の意思を的確に町政に反映させ、伊奈町としての最良の意思決定を導き出す使命が課せられている。

この使命を達成するために、伊奈町議会議員(以下「議員」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)が定める概括的な規定の遵守とともに、積極的な情報の創造と公開、政策活動への多様な町

民参加の推進、町長等の行政機関との持続的な緊張の保持、自己研さんと資質の向上、公正性と透明性の確保に努め、町民に信頼され、存在意義のある議会を築く。

第1章 目的

第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、地方分権の時代にふさわしい、町民に身近な政府としての議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な、議会運営の基本事項を定めることよって、町政の情報公開と町民参加を基本とした、伊奈町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

民参加の推進、町長等の行政機関との持続的な緊張の保持、自己研さんと資質の向上、公正性と透明性の確保に努め、町民に信頼され、存在意義のある議会を築く。

第1章 目的

第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、地方分権の時代にふさわしい、町民に身近な政府としての議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な、議会運営の基本事項を定めることよって、町政の情報公開と町民参加を基本とした、伊奈町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

民参加の推進、町長等の行政機関との持続的な緊張の保持、自己研さんと資質の向上、公正性と透明性の確保に努め、町民に信頼され、存在意義のある議会を築く。

第1章 目的

第1条 目的

(目的)

第1条 この条例は、地方分権の時代にふさわしい、町民に身近な政府としての議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な、議会運営の基本事項を定めることよって、町政の情報公開と町民参加を基本とした、伊奈町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

特集

伊奈町議会基本条例

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、町民主権を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた議会及び町民参加を不断に推進する議会を目指して活動するものとする。

2 議会は、議会が、議員、町長、町民等の交流と自由な討論の広場であるとの認識に立って、その実現のために、この条例に規定するもののほか、この条例を踏まえて議会に関する条例、規則、規程等の内容を継続的に見直すものとする。

3 議会は、開かれた議会として、町民の傍聴の意欲を高めるため、議会の傍聴者

に審議に用いる資料を提供するよう努めるものとする。

4 会議は、定刻に開催し、会議を休憩する場合には、その理由を説明する等傍聴者に配慮した議会運営に努めるものとする。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討論の推進を重んじなければならない。

2 議員は、町政の課題全般について、課題別及び地域別等の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研究によって、町民の信託に応える活動をするものとする。

3 議員は、個別的な事案の解決とともに、町民全体の福祉の向上を目指して活動し

なければならない。

第3章 町民と議会との関係

(町民参加及び町民との連携)

第4条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会を原則公開するとともに、会期中又は閉会中を問わず、町民が議会の活動に参加できるような措置を講じなければならない。

3 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参事人制度及び公聴会制度を十分に活用して、町民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるも

のとする。

4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提言と位置づけるとともに、その審議においては、原則としてこれら提出者の意見を聴く機会を設ける。

5 議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設けて、議会及び議員の政策能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るものとする。

6 議会は、議案に対する各議員の態度を議会広報等で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確にされるよう情報の提供に努めるものとする。

7 議会は、前6項の規定に関する実効性を高める方策として、町民に対する議会報告会を開催して、議会の説明責任を果たすとともに、これら

の事項に関して町民の意見を聴取して議会運営の改善を図るものとする。

第4章 町長と議会との関係

(町長等と議会及び議員の関係)

第5条 議会の本会議における議員と町長及び執行機関の職員(以下「町長等」という。)の質疑応答は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答の方式を原則とする。

2 町長等は、本会議、常任委員会若しくは特別委員会における議員の質疑又は質問に対して、議長又は委員長長の許可を得て、当該質疑又は質問をした議員に対してその主旨を質問することができ。

(町長による政策等の形成過程の説明)

第6条 町長は、議会

に計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）を提案するとき、政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう努めなければならない。

- (1) 政策等の発生源
 - (2) 検討した他の政策案等の内容
 - (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
 - (4) 町の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び総合計画における根拠又は位置付け
 - (5) 関係ある法令及び条例等
 - (6) 政策等の実施に係る財源措置
 - (7) 将来にわたる政策等のコスト計算
- 2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、それらの政策等の水準

を高める観点から、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

（予算及び決算における政策説明資料の作成）

第7条 町長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付するに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい政策別又は事業別の政策説明資料を作成するよう努めるものとする。

第5章 議会の権限

（議決事件）

第8条 法第96条第2項の規定による条例で定める議会の議決すべき事件については、伊奈町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るた

めの基本構想及び総合計画とする。

第6章 議会の組織及び会議の運営

（議員定数）

第9条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の観点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関しては町民の意見を聴取するため、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

3 議員の定数の条例

改正案は、法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案するものとする。
（議員相互間の自由

（議員の充実）

第10条 議長は、議会が議員による討議の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議員は、自由かつ

達な討議を経て、政策、条例、意見書の議案を積極的に提出するよう努めるものとする。

（議会広報の充実）

第11条 議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して分かりやすく周知するよう努めるものとする。

2 議会は、情報通信

技術の発達を踏まえ、多様な広報手段により、多くの町民が議会及び町政に関心をもちよう議会広報活動の充実強化を図るとともに、意見公募に努めるものとする。

（議会事務局の体制整備）

第12条 議会は、議会及び議員の政策立案機能を高めるため、議会事務局の調査及び法務機能を積極的に強化する。

第7章 議員の政治倫理、報酬、政務活動費及び研修

第13条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

（議員の政治倫理の確立）

第13条 議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

（議員報酬及び政務活動費）

第14条 議員報酬及び政務活動費は、別に条例で定める。
（議員研修の充実）

第15条 議会は、議会及び議員の政策形成・立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図り、この条例の理念を議員に浸透させるよう努めるものとする。

第8章 最高規範性及び見直し手続き

第16条 この条例は、議会運営における最高規範であり、議会に関するいかなる条例、規則、規程等もこの条例の理念に従うものでなければならない。

（最高規範性）

第17条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守し、町民を代表する合議

（議会及び議員の責務）

第17条 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守し、町民を代表する合議



この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附則

2 議会は、この条例を改正する場合は、本会議において改正の理由及び背景を説明しなければならぬ。

第18条 議会は、社会情勢の変化、町民等の意見を踏まえ、この条例の目的が達成されているかどうか全議員で検証を行い、改正が必要と認められる場合には、速やかに適切な措置を講ずるものとする。

（見直し手続）
制の機関として、町民に対する責務を果たさなければならない。

議会基本条例とは

町民に対し、議会の役割や議会と町民との関係、議会と町長との関係などを明示するとともに、議会のあるべき姿、進むべき方向、議会と議員が負わねばならない責務を定め、町長と対等の責任を担って町民に信頼され、存在感のある議会運営を目指すことを条例に明文化するものです。



鶴ヶ島市での研修風景

知っておきたい ポイントはここだ!!

条例に盛り込まれている重要なポイントは次のとおりです。

1 一問一答方式

一般質問において、議論の論点や争点を明確化するため、一問一答方式を導入し、質問項目ごとに質問及び答弁を行うことを原則とします。

2 質問質疑の主旨確認

町長等は、議員の質問及び質疑に対する説明をよりの確に行うために、質問及び質疑の主旨を確認する質問をすることができます。

4 議会報告会の開催

町民との意見交換の場として、議員が出向いて議会報告会を開催し、町民に理解してもらうとともに、町民からの意見を聴き、議会運営の改善を図っていきます。

3 議員間の自由討議

議会は、議員による討議の場であることを十分に認識して、議員相互の自由な討議により、多様な意見を出し合い、政策や条例などの議案を積極的に提出するよう努めます。

5 議員研修の充実

議会は、議員の政策形成や立案能力を向上させていくために、議員研修を充実させます。